

緑の少年団育成強化事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 県民総参加のみどりづくり活動の次世代を担う緑の少年団を育成するため、新たな緑の少年団の結成や、緑の少年団が行う、森林・林業・緑に関する、学習活動・社会奉仕活動・レクリエーション活動等に対し、予算の範囲内において、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）及びこの要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

(補助対象活動及び補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる活動及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、県内に事務局を置く緑の少年団又は新たに緑の少年団を設置する団体とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象経費の10分の10以内とし、その限度額は、1団あたり100,000円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は補助金交付申請書（第1号様式）を公益財団法人かがわ水と緑の財団（以下「財団」という。）を経由して知事に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知する。

(申請内容の変更)

第7条 申請者は、申請内容のうち、次の各号の内容に変更が生じた場合は、あらかじめ変更交付申請書（第3号様式）により、速やかに財団を経由して知事に申請しなければならない。

- (1) 補助金額の増減
- (2) 活動内容に著しい変更がある場合
- (3) その他知事が必要と認めるもの

2 知事は、前項の変更交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の変更交付を決定するとともに、変更交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、第6条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に、補助金取下げ届出書（第5号様式）により当該申請の取下げをすることができる。

(実績報告)

第9条 申請者は、事業が完了したときは、実績報告書（第6号様式）に関係書類を添えて、速やかに財団を経由して知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の規定に基づき実績報告書が提出されたときは、その内容について審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、その額を確定するとともに補助金額の確定通知（第7号様式）により申請者に通知する。

(補助金の交付)

第11条 知事は、補助金の額の確定後において当該申請者に補助金を支払うものとする。ただし、申請者から請求があり、知事が必要と認める場合は、概算払い（第8号様式）をすることができる。

(補助金交付の取り消し)

第12条 知事は、申請者が、次の各号に該当する行為を行ったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反した場合

(2) 補助金の交付に関して不正な行為があった場合

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、申請者に対し、その返還を命ずるものとする。

(他の補助金との重複の禁止)

第13条 この要綱による補助事業は、他の補助事業と併用することはできない。ただし、他の団体が実施する補助事業等と対象経費が明確に区別できるものについては、この限りでない。

(書類等の整備)

第14条 申請者は、本事業に係る帳簿や書類等について、事業が完了した年度の翌年度から5年間はこれを保存しなければならない。

附則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

区分	補助対象となる経費の例
学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ・林業体験に係る資材購入費 ・植物の購入費 ・森林等の学習に係る教材購入費 ・森林等の学習に係る講師への報償費 ・その他学習活動に係る経費
社会奉仕活動	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化行事への参加に係る旅費 ・森林、公園等の緑化や清掃に係る資材購入費 ・みどりと触れ合う場所における標示板等の設置費 ・その他社会奉仕活動に係る経費
レクリエーション活動	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊体験に係る宿泊費 ・登山等に係る装備品購入費 ・交流集会等に係る施設利用費 ・その他レクリエーション活動に係る経費
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・入団式、退団式に係る消耗品費 ・指導者の研修に係る経費 ・その他の活動に係る経費